

特別養護老人ホーム 高竜園 介護サービス契約書

〔 目 次 〕

第1章 総則	第6章 契約の終了
第1条 (契約の目的)	第13条 (契約の終了事由)
第2条 (施設サービス計画の決定・変更)	第14条 (ご利用者からの中途解約等)
第3条 (介護保険の基準サービス)	第15条 (ご利用者からの契約解除)
第4条 (介護保険の基準外のサービス)	第16条 (事業者からの契約解除)
第2章 サービスの利用と料金の支払い	第17条 (契約の終了に伴う援助)
第5条 (サービス利用料金の支払い)	第18条 (ご利用者の入院に係る取り扱い)
第6条 (利用料金の変更)	第19条 (居室の明け渡し—精算—)
第3章 事業者の義務等	第20条 (残置物の引取等)
第7条 (事業者及びサービス従事者の義務)	第21条 (一時外泊)
第8条 (守秘義務等)	第7章 その他
第4章 ご利用者の義務	第22条 (苦情処理)
第9条 (ご利用者の施設利用上の注意義務等)	第23条 (個人情報使用についての同意)
第5章 損害賠償 (事業者の義務違反)	第24条 (ご家族等との連携)
第10条 (損害賠償責任)	第25条 (連帯保証人と事業者との保証契約)
第11条 (損害賠償がなされない場合)	第26条 (裁判管轄)
第12条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	第27条 (協議事項)

____様（以下「ご利用者」という。）が特別養護老人ホーム高竜園（以下「当施設」という。）の居室及び共用施設等を使用し、生活していくうえで、社会福祉法人甲山会（以下、「事業者」という。）から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについてご利用者並びに____様と____様（以下「連帯保証人」という。）と事業者は次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。なお、本契約は、ご利用者及び事業者との利用契約、そして連帯保証人と事業者との連帯保証契約を含みます。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用して頂くと共に、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
2. 事業者がご利用者に対して実施する介護福祉施設サービス（ケアプランを含む）の内容（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙「サービス利用書」に定めるとおりとします。
3. ご利用者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）

第2条

1. 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
3. 事業者は、6ヶ月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
4. 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険の基準サービス）

第3条

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、当施設において、ご利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険の基準外サービス)

第4条

1. 事業者はご利用者との合意に基づき、次のサービスを提供するものとします。
 - (1) ご利用者が選定する特別な食事の提供
 - (2) ご利用者に対する理美容サービス
 - (3) 別に定めるところに従って行うご利用者からの貴重品の管理
 - (4) 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
2. 前項の他、事業者は、(コピー、日常生活用品の購入、第19条精算手続き、診療付き添い、送迎、ドライブ、備品等貸し出し)のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前2項のサービスについて、その利用料金のご利用者が負担するものとします。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じてご利用者のご家族等へ説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第5条

1. 事業者は、ご利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、ご利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、「介護保険給付額」という。)の限度において、ご利用者に代わって町から支払を受けます。
2. ご利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービスを利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。
但し、ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い))。
3. 第4条に定めるサービスについては、ご利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
4. 前項の他、ご利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。
5. 前4項に定めるサービス利用料は1ヶ月ごとに計算し、ご利用者はこれを翌月26日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
6. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第6条

1. 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金(食事代の標準自己負担額を除く)について

は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、ご利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3. ご利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

第7条

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者はご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的束縛その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
5. 事業者は、ご利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第8条

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得たご利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、第17条に定めるご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、ご利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得るものとします。

第4章 ご利用者の義務

(ご利用者の施設利用上の注意義務等)

第9条

1. ご利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. ご利用者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者がご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものと

します。但し、その場合、事業者は、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3. ご利用者は、当施設の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご利用者及びそのご家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第10条

1. 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第11条

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) ご利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を知ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) ご利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第12条

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、ご利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由)

第13条

ご利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) ご利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- (3) 要介護認定により、平成27年4月1日以降に入所したご利用者の心身状況が要介護1・2と判断され、且つ、特例入所の要件に該当されなかった場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (7) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(ご利用者からの中途解約等)

第14条

1. ご利用者は本契約の有効期限内、本契約を解約することができます。この場合には、ご利用者は契約終了を希望する日の3日前(※最大7日)までに事業者へ通知するものとします。
2. ご利用者は、第6条第3項の場合及びご利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
3. ご利用者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者がご利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
4. 第5条第6項の規定は、本条に準用されます。

(ご利用者からの契約解除)

第15条

ご利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第16条

事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) ご利用者による、第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は医院に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- (5) ご利用者が介護老人保健施設等に入所した場合

(契約の終了に伴う援助)

第17条

本契約が終了し、ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業所の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(ご利用者の入院に係る取り扱い)

第18条

1. ご利用者が病院又は医院に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び当施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
2. ご利用者が病院又は医院に入院した場合、ご利用者は重要事項説明書に定める利用料金(所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分《自己負担分》)を事業者に支払うものとします。但し、ご利用者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

(居室の明け渡し—精算—)

第19条

1. ご利用者は、第13条第2号から第6号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
2. ご利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要

事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとしします。

3. ご利用者は、第17条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
4. 第1項の場合には、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第5条第6項を準用します。

(残置物の引取等)

第20条

1. ご利用者は、本契約が終了した後、ご利用者の残置物(高価品を除く)がある場合に備えて、その残置物の引き取り人(以下「残置物引取人」という。)を定めることができます。
2. 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、ご利用者又は残置物引取人にその旨連絡するものとする。
3. ご利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後1週間以内に残置物を引き取るものとしします。
但し、ご利用者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者のその旨連絡するものとしします。
4. 事業者は、前項但書の場合を除いて、ご利用者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物をご利用者又は残置物引取人に引き渡すものとしします。
5. 事業者は、ご利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用でご利用者の残置物を処分できるものとしします。その費用については、ご利用者からの預り金等自己の管理化にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとしします。

(一時外泊)

第21条

1. ご利用者は、事業者の同意を得た上で、別に定める期間を限度として、外泊ができるものとしします。この場合、ご利用者は基本的には外泊開始日の3日前までに事業所に届け出るものとしします。
2. 前項に定める外泊期間中において、ご利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとしします。

第7章 その他

(苦情処理)

第22条

事業者は、その提供したサービスに関するご利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとしします。

(個人情報使用についての同意)

第23条

ご利用者および連帯保証人は、事業者のサービス計画作成またはサービス提供に関して、外部の介護保険施設、医師、認定調査に従事した調査員に対して、ご利用者およびご家族並びに連帯保証人の個人情報を用いることに同意したうえで本契約を締結するものとします。

なお、ご家族の事項については、ご家族が連帯保証人を兼ねる場合を除き、連帯保証人がその意思を取りまとめ、意思表示の委任を受けたうえで、事業者に表示するものとします。

(ご家族等との連携)

第24条

事業者は、ご利用者の健康状態が急変したり、その他必要なときには、連帯保証人およびご家族へ速やかに連絡をいたします。

(連帯保証人と事業者との保証契約)

第25条

1. 連帯保証人は、本契約に基づくご利用者の債務（事業者の対する債務および施設内で発生した損害賠償に係る債務を含む）を保証し、必要な場合には、ご利用者に代わり、いつでも事業者等に対してその債務を弁済するものとします。
2. 連帯保証人は、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要な事項については、事業者にすべて告知し、特段の配慮が必要な場合には、事業者と協議し、ご利用者の支援に関わる行為を行うこととします。また、サービス提供中、ご利用者に急性期の医療行為が必要となった場合には、事業者と協力し、責任を持って迅速かつ社会通念上最善の対応を行うものとします。
3. 連帯保証人は、契約が終了（死亡の場合を除く）した場合は、事業者と連携して、ご利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等に努めるものとします。
4. 連帯保証人は、ご利用者が死亡された場合は、ご遺体および遺留金品の引き受けその他必要な措置を迅速かつ適切に行うものとします。この場合において、親族間等で紛争が生じた場合、連帯保証人が責任を持って解決するものとします。
5. 連帯保証人は、本条に定める連帯保証人の義務を誠実に果たすことが困難となった場合には、新たな連帯保証人を選任したうえで事業者と協議し、本契約を継続または中途更改することとします。

(裁判管轄)

第26条

この契約に関してやむを得ず裁判となるときは、当施設の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め同意します。

(協議事項)

第27条

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、ご利用者とご利用者並びに連帯保証人と誠意をもって協議・解決するものとします。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、ご利用者及び連帯保証人、そして事業者が記名押印のうえ、ご利用者と連帯保証人が1通、事業者が1通それぞれ保有するものとします。

年 月 日

事業者	住所 名称	広島県世羅郡世羅町西上原426番地11 社会福祉法人 甲山会
	代表者名	理事長 高山 学 印

ご利用者	住所 (フリガナ) 氏名	印
------	--------------------	---

連帯保証人 兼残置物引取人	住所 (フリガナ) 氏名 (続柄)	印
	電話 携帯電話	

連帯保証人	住所 (フリガナ) 氏名 (続柄)	印
	電話 携帯電話	